

神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第2条に規定する地区防災計画の  
運用に関する事務処理要領

神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第2条に規定する地区防災計画（以下「防  
コミ連携型地区防災計画」という。）の運用については、神戸市地区防災計画制度の運用に  
関する要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、以下のとおり取り扱うこと  
とする。

（防コミ連携型地区防災計画の地域防災計画への規定）

第1条 神戸市防災会議会長（以下「会長」という。）は、要綱第2条第4項に規定する  
書類の送付を受けた場合、その内容が、次の各号のすべてに該当する場合に、要綱第3  
条第1項の地域防災計画への規定を行うものとする。

- （1）神戸市地域防災計画に抵触するものでないとき
- （2）要綱第2条第2項第2号の地区防災計画の対象となる計画に、同計画に基づいて行  
う防災活動に重大な影響を及ぼすと考えられる事実の誤認が含まれていないとき

（防コミ連携型地区防災計画の規定手続（消防署長の意見書））

第2条 要綱第2条第2項に規定する書類の提出を受けた消防署長は、次に掲げる事項に  
ついて同書類を確認し、その結果を同条第3項の意見書（以下この条において「意見書」  
という。）に記載するものとする。

- （1）神戸市地域防災計画において、消防署が担当することとされている業務
- （2）神戸市地域防災計画において、消防部が分掌することとされている事務

2 前項の規定にかかわらず、消防署長は、確認した書類について、地区防災計画の趣旨  
を踏まえ、必要に応じて意見書に意見を付すことができる。

（防コミ連携型地区防災計画の規定手続（区長の意見書））

第3条 要綱第2条第3項に規定する書類の送付を受けた区長は、次に掲げる事項につい  
て同書類を確認し、その結果を同条第4項の意見書（以下この条において「意見書」と  
いう。）に記載するものとする。

- （1）神戸市地域防災計画において、区が担当することとされている業務
- （2）神戸市地域防災計画において、区災害対策本部が分掌することとされている事務

2 前項の規定にかかわらず、区長は、確認した書類について、地区防災計画の趣旨を踏  
まえ、必要に応じて意見書に意見を付すことができる。

（防コミ連携型地区防災計画の地域防災計画への規定の通知）

第4条 会長は、要綱第3条第1項に規定する地域防災計画への規定を行ったときは、様  
式第1号により、要綱第2条第2項に基づき地区防災計画の対象となる計画を提出した  
防災福祉コミュニティに通知するものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月24日から施行する。

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

〇〇地区防災福祉コミュニティ  
代表者 氏 名 様

神戸市防災会議会長  
神戸市長

### 地区防災計画の神戸市地域防災計画への規定について（通知）

神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第 2 条第 2 項に基づき、平成 年 月 日付で提出のあった地区防災計画の対象となる計画について、災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づき、〇〇地区防災計画として、下記の通り神戸市地域防災計画へ規定しましたので通知します。

貴殿におかれましては、この計画に基づく防災活動を推進するとともに、地区の防災力の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 〇〇地区防災計画として神戸市地域防災計画へ規定する計画の名称
- 2 防災福祉コミュニティ名
- 3 計画に対する意見